

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」への意見

2020年1月14日

一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）

法務・知的財産部会

個人データ保護専門委員会

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」は、国内外の個人情報保護の動向、特に国際的制度調和や、AIやIoT等デジタル技術の進展に配慮した内容となっており、事業者として真摯に取り組んでいく必要があると考えている。また、大綱の第3章第3節に挙げられているように、事業者における個人情報保護の実効性を高めるための自主的な取組を推進することが重要だと考えている。

また、社会全体での技術革新、自由な越境移転を意識した国際的制度調和、データ活用の拡大、デジタル技術の進展を踏まえた法改正の継続的な検討において、法を潜脱するような一部の不適切な事業者による個人の権利利益の侵害リスクが許容できなくなった場合、その抑止のための立法措置の検討は必要であると認識している。

以上のような観点から、制度改正大綱に対し、個人の権利利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを意識し、以降10項目について、意見を述べる。

なお、今回の法改正に対して事業者における適正な対応が可能となるよう、各改正箇所についてはガイドライン・Q&Aにおいて基準等の明確化をお願いしたい。

第1節 個人データに関する個人の権利の在り方

3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和

【意見1 (P8)】

・利用停止請求権等の要件を「個人の権利利益の侵害がある場合」に限定するとともに、「個人の権利利益の侵害がある場合」や「侵害がない場合」に該当するケースをガイドライン・Q&Aで例示していただきたい。

<理由>

・必ずしも個人の権利利益の侵害に結びつかない、サービスの改善のための企業内データ分析（第三者提供もプロファイリングも行わない）のような利用形態までを利用停止請求権の対象とすることは、保護と有用性とのバランスを崩すものと考えられるため。また、サービスによっては、利用停止に応じるためには、消費者のデータ自体を全消去しなければ対応できないシステムも多く存在する中、侵害がない場合まで利用停止権を認めてしまうと、請求に応じることで消費者は逆にサービス自体を受けられなくなるという不利益を受けることも考えられるため。

【意見 2 (P9)】

- ・利用停止・消去等の請求に応じなくてよい場合として、大綱案に記載されている事項の他、
 - 1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 2) 事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 3) 法令に違反することとなる場合

も法律上、明記していただきたい。

・また、「本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置を取る場合」に該当する事例（例えば仮名化）を、ガイドライン等で具体的に示していただきたい。

<理由>

・本人からの請求に応じなくてよい事由は、現在でも「保有個人データを開示しないことができる場合」として、個人情報保護法第 28 条 2 項で明確にされているほか、JIS Q 15001:2017 付属書 A 3.4.4.7 でも 3.4.4.5 a)～c)の但書を参照して容認されており、プライバシーマーク事業者の実務としても定着している。今回の法改正が、プライバシーマークのレベルを超える過重な利用停止・削除等の義務を課すものではなく、善良な事業者の適正な業務遂行には影響を及ぼさない改正であることを明確にさせていただくため。

・また、「これに代わる措置」については、現行の個人情報保護法ガイドライン（通則編）P. 69 でも「特定の個人を識別できないようにする」「全部消去を求められた場合でも、利用停止で是正できれば義務を果たしたことになる」等と示されているところであり、今回の法改正においては、仮名化の措置でも十分なことを明確にさせていただくため。

4. 開示請求の充実

(2) 開示のデジタル化の推進

【意見 3 (P10)】

・開示情報の電磁的形式による提供について、「(原則として、本人が指示した方法により開示するよう義務付けることとする」という制約はあるものの) 大綱に記載していただいたこと、また当該方法による開示が困難な場合の代替方法を定めていただいたことについては、本人の開示方法の選択枝が増え、企業実務にも配慮していただいた内容であり、賛同する。

・一方、開示方法については、事業者が経済的合理性の観点等から可能な方法を示した上で、開示請求者が選択できるような運用としていただくことを期待する。また本人が指示した開示が困難な場合における開示方法を「書面交付」に限定することなく、「書面交付又は合理的な代替方法」に拡げていただきたい。

<理由>

- ・企業実務において大量の個人データが開示請求の対象になる場合があり、電磁的形式による提供が認められることで企業の実務上の負担が軽減すると考えられるため。
- ・開示方法に関する意見については、運用の合理性、効率性の観点で、あらかじめ企業側が可能な提供方法を定めることで企業の実務負担が軽減できると考えられること、及び開示請求者にとっても企業側が事前に提供可能な開示方法を示すことにより、最適な開示方法を選択でき、迅速な回答を得ることが期待できるため。

第2節 事業者の守るべき責務の在り方

1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化

(2) 報告対象となる事案

【意見4 (P15)】

- ・漏えい等報告の義務化に当たり、報告対象となる事案を「一定の類型に該当する場合」に限定すること、また、第一報について明確な時間的な制限を設けないことについて、事業者の負担を十分に配慮いただいております、感謝する。
- ・今後、報告対象となる「一定の類型」の詳細を定めるに際しては、事業者からの十分な聞き取りを通じ、本人の権利利益保護や個人情報保護委員会にとっての有用性に配慮しつつも事業者への過度な負担を避けた現実的なものとなるようにしていただきたい。具体的には以下について考慮いただきたい。

1) 「実質的に個人データ等が外部に漏えいしていない場合」を報告の対象外とすること

現行法では委員会告示において、高度な暗号化等の秘匿化がされている場合のように実質的に個人データ等が外部に漏えいしていないと判断される場合や誤送信、誤配等のうち軽微なもの場合は報告不要と定めている。今回の改正法の報告義務においても、実質的に個人データ等が外部に漏えいしていないと判断される場合は、報告義務の対象外としていただきたい。

2) 「速やか」な報告義務の起算点

報告対象となる「漏えい」が発生したと事業者が判断した時点から「速やか」に所定事項を報告することをもってしていただきたい。

3) 報告対象となる「個人データ」の明確化

日本を含む複数の国で提供されているサービスに関してデータ漏えい等が発生した場合において、個人情報保護委員会への報告要否の判断基準となるデータ件数への算入は、日本の個人情報取扱事業者が取り扱う個人データに限定されることを明確にしていきたい。

<理由>

- ・1) 現行法において実質的に個人データ等が外部に漏えいしていない場合を報告不要とし

た理由は、事業者の負担、執行機関にとっての有用性、本人の不利益を総合考慮した結果と
思料する。この比較衡量は、漏えい報告が努力義務の場合と法令上の報告義務との場合で差
が出るものとも思われない。特に、高度な暗号化等の秘匿化措置を講じている場合に報告義
務の対象外とすることで、企業が最新技術を積極的に導入するインセンティブともなり、結
果として、個人データの実質的な漏えい可能性が減ずることは個人データの本人のプライ
バシー保護を高めることにもなるため。

・2)漏えい事案が発生した場合、事業者は事案対応を最優先する必要がある、報告対象か否
かの判断に必要な情報収集に時間を要する場合があるため。

・3)日本を含む複数の国で提供されているサービスに関連して個人データの漏えいが発生
した場合、漏えいデータ総数は報告義務の対象となる「一定数以上」であっても、日本での
利用及び漏えい件数は限定的にとどまることもありうる。このような場合に、事業者は個人
情報保護委員会への報告を義務とすることは過度な負担となるため。

2. 適正な利用義務の明確化

【意見 5 (P16)】

・「適正とは認めがたい方法による個人情報の利用」がどのような行為類型を指しているか、
具体的なケースをガイドラインや Q&A で明確化していただきたい。

<理由>

・「現行法の規定に照らして違法ではない」方法による利用を規制対象とするものであると
のことから、平成 27 年改正法につき定着している解釈から「適正」の趣旨・範囲を導出す
ることが困難であると考えられる。よって、法的安定性の確保のため、また、事業者の適正
な事業活動を不必要に委縮させることのないよう、「適正とは認めがたい方法」の内容を明
確化していただきたい。

第 3 節 事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方

2. 民間の自主的取組の推進

(4) 保有個人データに関する公表事項の充実

【意見 6 (P20)】

・「個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等」の公表
について、公表事項の内容が複雑多岐なものとなると、本人と事業者の双方にとって過度な
ものとなる懸念があることから、十分な配慮をお願いしたい。例えば、現在プライバシーマ
ーク事業者が公表している個人情報保護方針と同等レベルの公表内容で足りるとしていた
だきたい。

<理由>

・個人情報保護法においては、事業者の自主的な取組を尊重する制度設計が織り込まれており、「個人情報を保護するための体制整備や適正に取り扱うための取組の内容については（事業者において）自主的に行われることが求められる」とあるとおり、事業者としては自主的に取り組み、必要な情報提供を行うべきものと理解している。また、デジタル技術を活用した新たな利用分野では、ビジネスモデルの変革や技術革新、技術の進化及び運用の改善等は随時行われることが想定されるが、法に基づく公表事項の内容として複雑多岐なものが求められると、硬直的な運用となることが懸念されるとともに、参照する本人と公表する事業者の双方に過度な負担を強いることになることが懸念されるため。

第4節 データ利活用に関する施策の在り方

2. 「仮名化情報（仮称）」の創設

【意見7（P22）】

・「仮名化情報（仮称）」を創設するにあたっては、EUのGDPRで定義されている Pseudonymous data 等と国際的な調和を図ることを期待する。また、現行法における「匿名加工情報」と新たに創設される「仮名化情報（仮称）」の違いを、ガイドラインやQ&Aで明確化していただきたい。

<理由>

・匿名加工情報に加えて「仮名化情報（仮称）」が導入されると、制度が複雑化・多層化することとなる。「仮名化情報（仮称）」を使いやすいものとするためには、事業者および本人にとって分かりやすい制度とすることが望ましいと考えられるため。

4. 端末識別子等の取扱い

（3）提供先において個人データとなる情報の取扱い

【意見8（P25）】

・「提供先において個人データになることが明らかな情報」については、二者間のサービス契約やサービス説明書等において提供先で個人データとして利用する趣旨が明記されている場合に限定するなど、ガイドラインやQ&Aで具体的な基準を示してほしい。

<理由>

・リクナビ事案のように提供元事業者が提供先において個人データ化することを前提としたサービスを提供しているような場合を除き、「提供先において個人データになることが明

らか」であるか否かを第三者が外形的に判断したり、提供元事業者が（提供先で個人データにならないことを）自ら証明したりすることは難しいと考えられるため。

第6節 法の域外適用の在り方及び国際的制度調和への取組と越境移転の在り方

3. 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化

【意見9 (P30)】

・「移転先国の個人情報の保護に関する制度」に関しては、極力、個人情報保護委員会または関連団体において諸外国の個人情報保護制度を調査していただき、個人情報保護委員会のホームページにおいて各国の個人情報保護制度の概要をとりまとめて公表していただきたい。

<理由>

・個々の個人情報取扱事業者が、世界各国の個人情報保護制度を随時把握することは困難であるため。

第7節 官民を通じた個人情報の取扱い

3. 地方公共団体の個人情報保護制度

【意見10 (P32)】

・地方公共団体が保有する個人情報の取扱いについて、早急な議論の取りまとめと、法律による一元化を含め個人情報保護について一律の規律による制度の整備をお願いしたい。

<理由>

・現状、地方公共団体ごとに個人情報保護条例の内容が異なるなど、自治体向けシステム事業を行っている事業者等を中心に法令遵守コストが高くなっているため。

以 上